

野々市の館は守護廳の國府なりといふべし。其の館址は寶永誌に、野々市村領内に御館と云ふ處あり。又は御藏の館とも云ふ。富樫一族泰高住地の由申傳へたり。右館跡二ヶ所の内、一ヶ所は今作食藏立有之、一ヶ所は畠地に成る。とあり。石川訪古游記に云ふ。余嘗履其地。乃知富樫館外邇。寶永誌合二所以爲館迹。今尙餘其迹。鞠爲茂草。蓋系告朔饋羊。出後門。而南行二百武許。至富樫故館。寶永誌泰高居焉。內壠東西二百餘武。南北二百六十武。遺埒高數尺。西壘長可四十七八步。東西皆入春犁無遺迹。南壘長七十步許。就中三十步斷壘澆壘外水。又六七步有壘門址。又三十三四步壘壁尙存。西北一壠方十三四步。殘壘尙存。古者環館以重甃。土人年々填壘埋壕鋤爲水田。至今陳迹隱々可觀。父老云。我幼猶觀城壕全存。去今蓋不出八九十年外云々と。また三州志古城考の頭書に、此の館跡官道の東へ入るなり。野々市村より一町あり。既に此の遺迹三百三十年強を歴たれば、今盡く荒廢田地に化し、十ヶ一をも存せず。土居所々僅かに勝するもの高き事七八尺耳。故に前後内外の分地勢を以ても不可測量也。其の存するものは南方の

土居五十間、中斷して廿三間と廿七間となる。西方の土居四十九間、此の餘は中間に或は廿四間、或は十間の土居あり。或は中間に馬跡と呼ぶ處百七間あり。御倉跡と土人傳言する地は館跡の續き西方にあり。二十七間の土居中斷して存す。此の四五十年前までは、此處に作食倉ありしよし也。といへり。

○古今國廳位置

加賀國府は既にいへるが如く、能美郡得橋郷國府村の地に於て、此の地は凡そ當國の中央なるのみならず、前は耕田遙かに隔て、海水を湛へ、後は山嶽嶮々と連續せり。其の地景薪水獵魚の便宜を得、實に豐饒の地といふべし。故に加賀建國の際、殊に此の地を見立て、國府と定め、國廳をば爰に置きたるなるべし。當國は嵯峨天皇の御世弘仁十四年に、越前國守紀末成朝臣が議奏に依りて建國の宣下あり。末成朝臣に即ち加賀國守を兼任せしめられたりと見えて、類聚國史卷十に天長元年八月從四位上行越前加賀守紀朝臣末成とあり。天長元年是建國の翌年にて、同年八月廿日の官符に令一良守兼數國。小大之政從其所請云々と載せ

られたれば、末成朝臣もさる撰擧にて、加賀國府をも兼任ありたるなるべし。されば末成朝臣は加賀國守の元祖にて、國府廳を此の地に定め官舎を創立せられしも、末成朝臣の檢定せし處なりしと聞ゆ。類聚國史に載せられし卒傳に、末成幼而聰悟。博覽文籍云々。出任伊豫介。歷出雲常陸大和越前守。並以幹濟聞云々。追贈正四位上。とあり。おもふに俗傳に、一條天皇の御世寛和年中、花山法皇北國潛幸の時、能美郡今江村の地内に皇居を留め給ふに於て、御幸塚の遺名あるよしといひ傳へたり。又富樫泰高と朝富樫成春と加賀の守護職を争ひ、文安四年双方半國宛賜はり、泰高は即ち御幸塚に居館を造り、爰に居りて半國の守護職を勤むといひ、又長祿二年泰高が遺領加賀半國を赤松次郎政則に賜はり、政則も亦御幸塚に居館すといへり。右御幸塚の地は、古國府より隔る事遠からず、中央の良地なるが故なるべし。吾が舊藩三世權中納言利常卿いまだ壯年の頃、金澤の府城全備せざるにより、城郭・壘壕等を修築あるべきとの事なりしに、本多政重横山長知兩國老、此の際府城を能美郡御幸塚へ移轉せられ可然哉と言上

せしよし、拾纂名言記に載せたり。右等の傳話共にても、能美郡古國府の地邊の良地なる事知られけり。又富樫氏の世々居館したる石川郡富樫郷野々市の地は、金澤より隔る事僅かに一里なるが、往古の郡界は犀川を以て石川・加賀兩郡の境界となし、が故に、石川郡の北隅とす。されど當國にての廣原なる中央なれば、此の地もまた地の便宜を得たるにより、富樫の祖家國爰に居館を定め、二十餘世曆數凡そ五百餘年、守護廳を此の地に開き居館せしなるべし。又舊藩前田氏の世々居城とせられし金澤の城地は、石川郡石浦郷山崎村の舊地内なるよし、舊藩中の諸記録に記載す。其の位置は富樫氏の館跡なる野々市驛より一里許北にて、當國の北隅といふべく、其の城地は犀川・淺野川兩河流の中間にて、中石川の地内なり。今邑人共手取川と犀川の間をば大石川と稱し、犀川と淺野川との間をば中石川と呼べり。或は云ふ。大石川は往古以來の石川郡の地域、中石川は加賀郡の地内にて、往昔は犀川以北を加賀郡とす。然るを中古加賀郡を二郡に割りて、淺野川の以南を河南郡とし、以北をば河北郡とせしを、亂世の頃河南郡は石川郡